

復興特別所得税に関するご案内

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、**平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間**に生ずる預金・定期積金の利子や信用組合の普通出資配当金等に課税される所得税に対し、復興特別所得税として所得税額の2.1%が付加されます。

【預金・定期積金の利子や信用組合の普通出資配当金等に対する課税税率】

	預金・定期積金の利子等	信用組合の普通出資配当金
～平成24年12月31日	20% (所得税15%、住民税5%)	20% (所得税20%)
平成25年1月1日 ～平成49年12月31日	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)	20.42% (所得税20.42%)

- 平成25年1月1日以降の利払日に支払われる利子等の全額に対して上記税率で課税されます。
- マル優、マル特を利用している場合には、復興特別所得税は課税されません。
- 租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課税されません。
- 内国法人等は利子に対し、上記の税率で源泉徴収されます。
- 当組合では、公社債や投資信託の窓口販売を行っておりません。

詳しくは当組合営業部までお問合せ下さい。

埼玉県医師信用組合 営業部

TEL048-824-2651